16　データ活用企画専門官は、農林水産省の所掌事務に係るデータのマネジメント及び活用に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
17・18　（略）
（海外連携推進室並びに国際専門官及び国際交渉官）
第二十八条　国際地域課に、海外連携推進室並びに国際専門官四十二人及び国際交渉官四人を置く。
2　海外連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　農林水産省の所掌事務に係る二国間の経済上の連携の戦略的な活用の推進に関すること。
二　農林水産省の所掌事務に係る国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
3　海外連携推進室に、室長を置く。
4・5　（略）
（知的財産監視官）
第百九十六条　東北農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局の経営・事業支援部輸出促進課にそれぞれ知的財産監視官一人を置き、関東農政局の経営・事業支援部輸出促進課に知的財産監視官二人を置く。
2　（略）
（北奥羽土地改良調査管理事務所）
第二百六十七条　（略）
2・3　（略）
4　北奥羽土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課
5～12　（略）
13　施設復旧対策専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突発事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
（西奥羽土地改良調査管理事務所）
第二百六十九条　（略）
2・3　（略）
4　西奥羽土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課

（新設）
15・16　（略）
（国際専門官及び国際交渉官）
第二十八条　国際地域課に、国際専門官四十二人及び国際交渉官五人を置く。
（新設）
（新設）
2・3　（略）
（知的財産監視官）
第百九十六条　東北農政局、中国四国農政局及び九州農政局の経営・事業支援部輸出促進課にそれぞれ知的財産監視官一人を置き、関東農政局の経営・事業支援部輸出促進課に知的財産監視官二人を置く。
2　（略）
（北奥羽土地改良調査管理事務所）
第二百六十七条　（略）
2・3　（略）
4　北奥羽土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課
5～12　（略）
（新設）
（西奥羽土地改良調査管理事務所）
第二百六十九条　（略）
2・3　（略）
4　西奥羽土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課